

# ご依頼に際しての注意事項

一般社団法人 高知県食品衛生協会 食品検査センター

1. 検査依頼に関する情報取扱いについて
  - ・当センターは、検査依頼により知り得た情報を、無断で第三者に委託または提供することはありません。ただし、次のいずれかに該当する場合はその限りではありません。
    - 1) 法令に基づく司法機関または行政機関より法的義務を伴う要請を受けたとき。
    - 2) 統計的なデータとして利用者を識別できないよう加工した状態であるとき。
    - 3) 人の生命、身体及び財産などに対して差し迫った危険があり、かつ緊急性が認められたとき。
2. 検査依頼の受付について
  - ・当センターが検査の目的、方法及び検体等が不相当であると判断した検査については、検査依頼に応じられない場合があります。また、検査依頼受付後にも不相当であると判明した場合、検査を中止する場合があります。
3. 検査手数料について
  - ・検査には当センターの定めによる手数料が発生します。検査手数料は原則として前納となりますので、後日、銀行振り込み等で、お支払いいただく場合は、検査依頼月ごとに取りまとめ、翌月初めに請求書を発行しお送りしますので、個別に請求書が必要な場合は、検査依頼時にお申し付けください。
  - ・銀行振込等のお支払いに係わる手数料はご依頼者のご負担とさせていただきます。
4. 検体の取り扱いについて
  - ・検体は無償でご提供していただきます。
  - ・検体は原則として返却いたしません。検査終了後の検体の返却をご希望の場合には、検査依頼時にその旨を文書等でお申し付けください。
  - ・返却時に送料等の料金が発生する場合は、ご依頼者のご負担とさせていただきます。
  - ・返却のご希望がない検体は、検査終了後に廃棄させていただきます。
  - ただし、当センターで廃棄できない検体につきましては、お引取りいただきます。
5. 検査内容の変更・中止について
  - ・検査依頼受付後の検査内容の変更・中止につきましては、その旨を文書等にてご連絡ください。なお、それまでに発生した費用につきましてもご請求させていただきます。
  - ・検査依頼受付後に検体の状態や夾雑物等の検体自体に起因する事柄により、検査不能となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。この場合も、それまでに発生した費用につきましてもご請求させていただきます。
6. 検査終了予定日について
  - ・検査終了予定日は、検査依頼受付後の状況等によりやむを得ず遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、検査依頼受付後の納期変更は、お受けできない場合があります。
7. 検査成績書について
  - ・検査結果は、依頼された検体についてのみの結果であり、当該検体の母集団を保証もしくは認証するものではありません。
  - ・検査成績書の発行後は、記載された結果はもとより、依頼者名、検体名称等についても変更は原則としてお受けできませんので、あらかじめ検査依頼書にご記入された内容を十分にご確認下さい。
  - ・検査成績書は、和文にて正本を1部発行いたします。
  - ・追加発行をご希望の場合は、正本の発効日より1年以内に限り、有料にて副本を発行いたします。
  - ・検査成績書の送付をご希望された場合、郵便により発送いたします。また、送付中の事故につきましては当該業者の責任であり、当センターは責任を負いません。
8. 検査成績書の掲載について
  - ・ご依頼者及び関係者様が検査結果を二次的に使用する際、これに起因する紛議または経済的負担に対して、当協会は一切の責任を負いません。また、二次使用に起因して、当協会の名誉、信用が大きく傷つけられた場合は、法令の定めに従って損害賠償請求の措置をとる場合があります。
9. 検査成績書に関する経済的負担の免責について
  - ・当センターは検査結果についてのみ責任を負い、検査結果及び成績書等に起因する紛議または経済的負担に関して当センターは一切の責任を負いません
10. その他
  - ・その他ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい。

一般社団法人 高知県食品衛生協会 食品検査センター

化学検査課

Tel 088-871-3282 Fax 088-872-4877

微生物検査課

Tel 088-822-6263 Fax 088-822-6262

E-mail

[kochi-shokkyo@kfha.or.jp](mailto:kochi-shokkyo@kfha.or.jp)